

地方からの提案個票

<関係府省第2次回答まで>

重点	ヒアリング事項	ページ
19	建替えを伴わない団地集約の場合においても公営住宅の明渡請求を可能とする見直し及び公営住宅建替事業における「近接する土地」の明確化	1
7	マイナンバー制度等における情報連携の活用によって申告書の提出等を不要とする見直し	4
22	前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し	7
10	租税特別措置に関する市町村事務の見直し	10
35	都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること	19
2	各種経由事務の廃止	22
24	特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直し	25

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理 番号	138	重点募集 テーマ	○(人口減少地域等におけるサ ービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者へ明渡請求を可能とすること

提案団体

岡崎市、西宮市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者へ明渡請求ができるよう、法改正を求める。

具体的な支障事例

【法改正の必要性】

全国では、1950～70年代に大量に建築された公営住宅が更新時期を迎えているが、老朽化した住宅や入居率の低下した住宅が団地内に点在するものも多く、自治体経営の逼迫や、コミュニティ・周辺環境の維持などが課題となっている。当市では、将来需要の予測に基づき管理戸数の削減を目指しているため、このような公営住宅の更新については、建替えだけではなく既存ストックを活用した団地の集約で対応したいと考えているが、現行制度では建替えを伴わないと明渡請求ができず、集約化を実現できなかった事例もある。

建替えを伴わずとも、移転先となる既存の公営住宅を同じ団地内や法定建替事業と同程度の範囲内に用意のうえ、入居者へ明渡請求することができれば先述の課題への解決策となる。

【制度の現状】

賃貸借契約を結ぶ建物において入居者へ明渡しを請求するには、借地借家法第28条により正当事由が必要とされている。公営住宅においては、その公共的性格に鑑み、明渡請求に正当事由を必要としない公営住宅法38条(建替関係の明渡請求)が存在するが、本提案のような建替えを伴わない団地集約についての明渡請求は制度化されていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【公営住宅の入居者からの意見】

空室率が高いことで団地内の草刈等の日常管理が大変になる。

【周辺住民からの意見】

空室率が高いことで団地の草刈や住棟の管理等が不十分になりがちで、周辺に悪影響を及ぼすこともある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【国や自治体のメリット】

既存ストックの活用により建替えと比較して歳出削減及び環境負荷の低減を図ることが可能となる。

団地内で空室率の高い複数の住棟が存在している場合、入居者を一か所へ集約することで空室となった住棟とその土地を処分等することができる。また、削減した管理費や土地の売却益は公営住宅事業の更新・改修費へ

充てることができる。

【入居者や周辺住民のメリット】

耐震性の劣る住戸の場合、耐震性の高い住戸へ移転することで入居者の安全確保が可能となり、また、敷地内の草刈や側溝清掃等の日常管理を住民が行っている団地については、敷地を適正規模まで縮小することで入居者負担が軽減され、周辺環境への影響も改善される。

根拠法令等

公営住宅法第2条第15項、第37条第4項第2号、第38条
借地借家法第28条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、佐倉市、福井市、名古屋市、稲沢市、佐賀県、熊本市

- 当市も同様に、耐用年限を迎える老朽住宅が多く、計画的な用途廃止を行うに当たり、制度改正は必要不可欠と考える。
- 当市でも、老朽化した住宅や入居率の低下した住宅があり、将来的には集約することも考えられるため、賛同する。
- 左記支所事例と同様の問題が将来的に生じる可能性があり、効率的な公営住宅の運営に向け、提案にある団地集約に向けた明渡請求の制度化が必要。
- 一部が土砂災害警戒区域内に該当するようになった公営住宅について、現地建替えを行うことは難しい。用途廃止を検討したいが、入居者が移転を希望しないことで、多くが空家になっていても、住宅の維持管理を継続せざるを得ないといった状況がある。
- 当市が管理している市営住宅には、公営住宅法施行令第13条に規定されている耐用年限を超過している住宅がある。このような住宅では入居者に安全な暮らしを提供できないことから、現入居者に対して移転するよう促している。しかし、入居者が明渡を拒否した場合、公営住宅法に基づき明渡請求することができない。そのため、建替えせずとも、老朽化した住宅の入居者に対して、明渡請求できるよう要件の拡大を求める。

各府省からの第1次回答

公営住宅法第38条第1項において、公営住宅建替事業により除却される公営住宅の入居者に対する明渡請求について定めている趣旨は、当該事業は公共性が高く画一的かつ迅速な実施が求められるためであり、併せて、入居者の居住の安定を確保するため、新しい公営住宅への再入居の保障・移転料の支払い・家賃の激変緩和措置等の措置を講じているところである。

建替えを伴わない団地集約の場合には、公営住宅建替事業のような入居者の居住の安定の確保のための措置が定められていないことから、入居者の居住の安定を確保する観点から、提案のような明渡請求を認める旨の法改正は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

建替えを伴わない団地集約の場合には、公営住宅建替事業のような入居者の居住の安定の確保のための措置が定められていないことから、入居者の居住の安定を確保する観点から、提案のような明渡請求を認める旨の法改正は困難であるとのことであるが、本提案は既存の公営住宅の空住戸への移転を想定している。そのため、公営住宅建替事業と同様に、既存の公営住宅の住戸への再入居の保障、移転等に要する費用の補償、激変緩和措置等を条件とし入居者の居住の安定性を確保することで、建替えを伴わない団地集約についても明渡請求を可能とすることができるのではないかと考える。

また、本提案は、老朽化した公営住宅や空住戸を有する公営住宅が1棟若しくは複数棟点在する団地において同一団地内または同一生活圏内の別の団地へ画一的かつ迅速に移転集約することを目的とするものである。移転集約の場合、公営住宅建替事業を伴うものではないものの、既存の公営住宅及びその敷地を合理的に利用することで家賃等の収入に対する維持管理費等の支出の比率が改善する。なお、公営住宅は法に基づき家賃が低廉に設定されているため、空室率が高い場合、維持管理費等を工面することが困難となる。また、サービス品質の維持、周辺への影響の改善（ゴースタウン化の抑止や草刈等の日常の管理範囲の適正化）、老朽化対策、建替事業と比較した歳出の削減・環境負荷の低減、土地利用の合理化を図るといった公営住宅建替事業

に比肩する公益的意義があり、人口減少社会において必要性が高いと考える。このため、建替えを伴わない団地集約についても明渡請求を可能とする制度改正について前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【郡山市】

特定の条件を満たす建替を伴わない団地の除却事業(集約を含む)に係る明渡請求も、入居者の安全の確保及び効率的な公営住宅運営の観点から高い公共性を有しており、画一的かつ迅速な実施が求められることから、公営住宅建替事業と同様な入居者の居住安定の確保のための措置を定めたくうで法制化すべきである。(別紙あり)

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

地方においては、人口減少に伴い、公営住宅の管理戸数の最適化・集約化が課題となっているため、老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても、移転料の支払い、家賃の激変緩和措置等、入居者の居住の安定の確保を担保した上で、明渡し請求ができるよう法改正を求める意見が寄せられており、提案の実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

人口減少や公営住宅の老朽化により入居率の低下が進展する中で、自治体経営の逼迫や、コミュニティ・周辺環境の維持などが課題となっており、また、余剰地の有効活用にも繋がることから、近接地における建替えと同様に、①再入居保障等の入居者の居住権の保障、②入居者の生活環境への配慮という同様の前提の下、建替えのみならず建替えを伴わない場合の公営住宅の集約の場合も借地借家法第28条の特例の対象とし、既存ストックの活用を選択肢を広げることは意義があるのではないかと。

建替えを伴わない団地集約を借地借家法第28条の特例に位置付けることができるかについて、公営住宅の老朽化に関しては、住宅コミュニティの衰退によるゴミ出し・清掃等の住宅管理上の支障の発生や、空き室の増加による防犯や独居者の見守り等の課題の深刻化の側面も加えて評価すべきである。検討に際しては、集約化によってこれらの課題が解消されることのメリットとともに、入居者の居住の安定が確保されること、跡地利用の合理性等の条件面についても総合的に勘案し、検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

公営住宅法は、低額所得者に低廉な家賃の住宅を供給することをその目的としており(法第1条)、法定建替事業は公営住宅の整備の促進(量的維持・拡大)及び公営住宅の居住環境の整備(質的改善)をその目的としている(法第35条)ところ、明渡請求権を事業主体に認めるだけの公共性もこれらの目的から基礎づけられているものと考えている。

ご提案の、いわゆる集約については、公営住宅の戸数の純減となり、住戸の更新も行われないものであり、仮に再入居保障等の居住権の保障等が図られることとしても、上記の建替事業の目的に照らして、明渡請求権を事業主体に付与することを認めるほどの公共性を見いだすことは困難である。

提案にある自治体財政の健全化や土地利用の合理化の必要性などの「公益的意義」や、再検討の視点で提示された老朽化した公営住宅における住宅管理上の支障等については、自治体経営を行う上でそれらの事情を考慮することに一定の意義があることを否定するものではないが、その公共性は、公営住宅のみにとどまらない自治体経営全体の観点から捉えられるべきものであると考えられる。したがって、公営住宅制度の範疇のみで結論を出すのは困難であり、他の自治体の事務を含めたより広い観点での検討が必要である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・総務省・厚生労働省・国土交通省 第2次回答

管理番号	5	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

公営住宅の家賃決定に係る収入申告書提出の省略

提案団体

常総市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報や福祉サービスの受給状況等の提供を受け、入居者から収入申告書や減額免除申請書の提出を省略できるように、公営住宅法の収入申告要件を緩和してもらいたい。

具体的な支障事例

家賃決定に際し、入居者に収入申告書の提出を求めるが、期限内に提出がないケースが多く、電話や通知による催告を何度も行うことが業務負担となっている。また、報告の請求を行ったにもかかわらず提出がない場合、近傍同種の住宅の家賃として家賃決定することになる。家賃が高額になると、支払いが滞り、債務整理の対応業務にも苦慮している。収入申告書の未提出者の中には、職を失い収入がないケースや、福祉サービスの提供を受ける状況に陥っているなど、減額免除の対象になるが、本人からの申告書が提出されていないために、近傍同種の住宅の家賃(高額な家賃)が賦課され債務不履行にいたる悪循環が生まれている。

公営住宅の公的給付としての性質に鑑み、申告を必要としていることは承知しているが、マイナンバーの活用等により税情報の関係書類等の提出が省略可能となった現状も踏まえ、見直しの余地はあるものと考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申告手続のため来庁した入居者やその家族からは、毎年同じ書類を出させられるという意見や、確定申告の情報を使ってもらえばいいのに、といった意見が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

（住民の利便性の向上）

収入申告書の提出が不要となるため、書類の提出や来庁の回数を削除できる。

収入申告書の提出漏れがなくなり、収入に応じた適切な家賃を支払うことが可能となる。

（行政の効率化）

収入申告書、減免申請書、リマインド通知、家賃未納の督促状、催告書等の通知を発送する業務を削除できる。

家賃決定や納付に関する相談数減、他部署へのデータ出力依頼等の業務を削除できる。

根拠法令等

公営住宅法第16条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、相模原市、福井市、美濃加茂市、島田市、半田市、稲沢市、枚方市、小野市、熊本市

○当市も、収入申告書を期限内に提出されないケースがあり、電話や通知による催告を何度も行うことが業務負担となっている。また、家賃の件についても同様の問題が起きている。その為、マイナンバーを活用することで事務の負担軽減につながるのであれば賛同したい。

○当市においても、収入申告書の提出については、多くの時間を費やしている事務の一つである。見直しを行うことで、事務軽減につながるだけでなく、入居者の負担軽減や所得に応じた適正な家賃算定、さらには滞納者の減少にもつながると思われる。

○左記支障事例と同様の事務負担が生じており、提案にある住民の利便性の向上及び行政の効率化を鑑み、収入申告に関する要件緩和が必要。（公営住宅法施行規則第7条第2項に規定するマイナンバーの運用方法を拡充し、前項の規定により必須としている書面での提出要件を緩和するなどの措置が必要。）

○当市では入居世帯約300件に対して、1回目の通知で約50件程度期限までに収入申告書の提出がなく、2回目の督促で残り約40件程度提出があり、残りの約10件程度が訪問するなどに対応している現状があるため、提案市の提案に賛成する。

各府省からの第1次回答

公営住宅法第16条第1項において、家賃の決定を入居者からの収入申告に基づくこととしている趣旨は、低廉な家賃で公営住宅に居住することは公的給付を受けることと同視できるところ、当該給付を受けるためには給付を受けようとする者が申告することが原則であるためである。

このため、入居者からの何らの申告なく低廉な家賃を設定することは困難であるが、現行制度上でも、収入の申告に係る書面の内容の簡素化により、行政側の事務負担軽減や住民の利便性の向上を図ることは可能であると考え。

例えば、入居者に具体的な金額の記載を求めるのではなく、「所得証明書等に記載の所得金額のとおり」や「収入なし」といった簡易な選択肢による申告を求め、申告を受理した事業主体がマイナンバー等を活用することにより家賃算定に必要な情報を取得し、家賃を決定する方法も考えられる。

なお、公営住宅法第16条第5項は家賃の減免ができる旨を規定しているのみであり、公営住宅法令上減額免除申請書の提出を求めているため、各事業主体の裁量により申請書の提出によらない方法とすることも考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度上でも、収入の申告に係る書面の内容の簡素化により、行政側の事務負担軽減や住民の利便性の向上を図ることは可能であることは承知しており、具体例で示していただいたような申告書記載の簡略化はすでに行っております。

このため、庁内情報の連携で取得できる入居者の情報により家賃算定が可能なものについては、収入申告書提出の省略や減額免除を行えるようにすることを改めて求めます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能な部分については、その旨十分な周知を行い、対応ができない部分については、行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「低廉な家賃で公営住宅に居住することは公的給付を受けることと同視できるところ、当該給付を受けるためには給付を受けようとする者が申告することが原則である」との回答だが、申請主義の原則は入居を希望することで充足されており、家賃の決定に際して必要な情報を徴収する局面についてまで当該原則を及ぼすことは、解釈として本当に正しいのか。

低額所得者向けという公営住宅の性質上、その入居希望の意思表示には、低廉な家賃で居住する、いわゆる公的給付を受けようとする趣旨が当然に含まれていると考えるべきであり収入申告について重ねて公的給付を受けるためのものと捉える必要はないのではないか。

入居決定時に提出する収入申告書は入居を希望する際の必要資料であるとともに、当初の家賃決定の際の必要書類と整理をし、入居の希望は申請主義の原則から収入申告書の提出が必要であるが、家賃決定のための書類としてはマイナンバー連携による省略を可能にすることはできないか。

入居申込時に、「特段の反対がない限り、毎年、収入申告があったものとみなすこととする」といった包括的な同意を得ることで、以降の毎年の収入申告書の提出に代替する余地はないか。

第1次ヒアリングにて個別案件の言及があった減額免除申請書の提出について、事業主体内の情報連携により減額免除対象者と判断できた場合、職権にて認定することは可能であるか。

以上の点を踏まえて、提案実現に向けて検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

公営住宅法第16条第1項において、低廉な家賃の設置の必要性は入居者の収入によって判断されるものであるから、入居者は、自らの収入を事業主体に申告して初めて同条に基づく低廉な家賃の設置を受けることができるとされているため、申請主義の原則は家賃の決定にも及ぶものと解され、入居希望の意思表示に加えて、家賃決定の際にも入居者からの申請が必要となるのが原則であると考えている。

その上で、現行では、家賃決定に係る入居者からの申請は、書面による収入申告の方法に限定されているところ、上記の申請主義の原則が維持され、事業主体がマイナンバーの活用により所得金額など家賃決定を行うにあたって必要な情報を利用できる場合には、一定の条件の下で、入居年度の次年度以降の家賃決定について、書面による収入申告以外の方法も認められ得るものとする。

上記を踏まえ、法令に基づく所得金額の控除や必要な家賃減免の機会が担保されていることや、入居者が事業主体のマイナンバー活用による収入把握を承知していることなど、公営住宅制度における必要な条件や運用等を関係省庁等とも協議・調整の上、マイナンバーを活用した、書面による収入申告以外の方法が可能か検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理 番号	45	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項ただし書における補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

現行の法律に補欠の教育長の残任期間の規定があり、前任の教育長が辞職した場合、補欠の教育長の任期を3年確保することができない状況である。

【制度改正の必要性】

平成27年4月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)を担うこととなり、残任期間の定めがない常勤特別職である副市長と同様に、計画性をもって職務を全うするためにも、3年間の任期が確保されている必要がある。

また、新制度においては、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要性はなくなった。

なお、教育長と同様に、議会の手続きを経て選任する教育委員、選挙管理委員、農業委員、公平委員及び固定資産評価審査委員会委員についても、補欠の者の任期は残任期間とすることが法律で定められてはいるが、これらの委員は非常勤特別職である。

現状、当市教育委員会において、教育長の任期開始日は10月1日である。教育長の選任に当たっては、教育行政に関し識見を有する多様な人材から最もふさわしい者を任命するべきであるが、任期開始日次第では、候補者の選択肢が限定されてしまう状況である。

以上により、身分保障のある教育長の選任に当たっては、一度の議会の同意で3年間の任期を保証すべきであるが、教育長が辞職した場合等にその残任期間をもって補欠の者を選任することが義務付けられている規定が支障となり、地方公共団体は適切な時期に適格な教育長を選任することができない。

【支障の解決策】

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書の補欠の教育長の残任期間の規定を削除し、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにすべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

教育長の任期の残任期間の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにすることで、3年の任期が確保された中で計画性をもって職責を全うすることができるようになる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年6月 30 日法律第 162 号)第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、浜松市、豊橋市、一宮市、半田市、小牧市、熊本市

○当市では、平成 31 年3月末に教育長が任期途中で退任したため、3月市議会定例会で議会の承認を経て、4月1日に新しい教育長が就任した。新しい教育長の任期は前任者の残任期間とされているため、前教育長の任期が同年9月末であったことから、再度9月市議会定例会に同一人物の人事案件を上程する必要が生じた。短期間のうちに、残任期間を理由に二度同じ人事案件を議会に上程することは、事務上は必要であるものの、市民感覚で理解することは難しい。

各府省からの第 1 次回答

教育長もその一員である、合議制の執行機関たる教育委員会は、その構成員の改任により急激に委員会の行政方針が変わることを避け、教育行政の安定性、中立性を確保するために、教育長と委員の毎年一部が改任する仕組みとされている。
この仕組みを維持する趣旨から、教育長や委員が任期中に欠けた場合に補欠として任命される者の任期は、前任者の残任期間としているところであり、ご提案については、他の行政委員会の規定も踏まえ、慎重な検討を要する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の制度では、教育長が任期途中で辞職等により欠けた場合、後任者は前任者の残任期間を任期として任命される。これは、教育委員会の合議制としての安定性・中立性を確保するため、委員の任期が重ならないよう、配慮された仕組みに基づいている。しかし、教育長の任期は3年、他の委員の任期は4年と異なっており、任期の重複を避けるよう配慮する必要があるのは他の委員に限られるのではないかと考えられる。このことから、教育長の任期については他の委員の任期と調整をする必要性は低いため、補欠任用時に任期を前任者の残任期間とする必要はないのではないかと。
また、教育長は他の委員と異なり、教育行政を統括する実務責任者であり、職責の継続性と安定性が特に求められる。補欠として短い任期での任命が繰り返されることは、教育行政の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるほか、住民目線では理解できないこともあり、制度を見直す必要性があるのではないかと。
したがって、教育長については補欠任用時に前任者の残任期間とするのではなく、新たに3年の任期を付与できるように、制度の見直しを検討すべきではないかと。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【一宮市】
現在の教育委員会制度では、教育長は、直接議会の同意を得て、市長が任命すること、かつ任期も4年から3年となり任期が異なることから、旧制度のような教育長も教育委員の一員であり、教育委員会の急激な方針変更にならないよう、教育委員の一斉交代を避けるため、任期に配慮するといったことができない状態となっている。現状の制度でも教育長と委員が同時に交代することはあり得るため、本提案による見直しにより、憂慮すべき影響があるとは思われない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

教育長と委員は異なる職であり、教育長の任期は3年とされているため、委員の任期である4年と異なる扱いとなっている。そのため、たとえ教育長の残任期間に関する規定がなくなった場合でも、教育行政の継続性・安定性を確保する観点で大きな影響はなく、教育長の残任規定に関して「教育行政の安定性、中立性を確保するため」との指摘は当たらないのではないかと。

残任規定のある行政委員は、委員会活動の独立・自由の維持等を理由に、1年ごとに数名ずつ交代する委員（教育委員、人事委員など）と、公選制や候補者の推薦・公募が必須等の関係で、任期を揃えるほうがよい委員（農業委員、選挙管理委員など）の大きく二つに分けられる。残任規定は他の委員との関係で設けられていると考えられることから、教育長については当てはまらないのではないかと。

各府省からの第2次回答

教育長もその一員である、合議制の執行機関たる教育委員会は、その構成員の改任により急激に委員会の行政方針が変わることを避け、教育行政の安定性、中立性を確保するために、教育長と委員の毎年一部が改任する仕組みとされている。

この仕組みを維持する趣旨から、教育長や委員が任期中に欠けた場合に補欠として任命される者の任期は、前任者の残任期間としているところである。

ご提案の通り、補欠の教育長の任期を3年間とした場合には、補欠の教育長が現行よりも長く在任することで、その次の教育長を任命する時期が後ろ倒しになり、地方公共団体の長の任命権の制約となる恐れがある。

また、教育長の任期の始期が変わることにより一定の自治体（例：教育長の任期の始期が年度当初等である自治体）に不利益が生じる可能性があること等の課題があることや、同様の規定を持つ他の行政委員会の規定等も踏まえた法制上の課題があることから、慎重な検討を要する。